

は し が き

国立教育政策研究所は、文部科学省所轄の政策研究機関として、教育行政の諸課題に的確かつ迅速に対応し、また、教育現場の要請に応えうるような総合的調査研究を推進するとともに、教育関係者に対する教育研究情報の提供・発信、教育分野における国際的な共同研究、地方公共団体の教育研究所・センターとの共同研究等様々な調査研究・事業を推進しているところである。

一昨年、教育基本法が約60年ぶりに改正され、この新しい教育基本法の理念の下で、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法等の改正が昨年行われた。また本年は新しい学習指導要領が告示され、教育振興基本計画の策定への取組が進められているところである。

本研究所においては、教育政策の動向等を踏まえた、総合的な調査研究を推進するとともに、所員個々人の問題意識にしたがった研究も実施している。研究所が基礎的な研究の力量を身につけるためには、双方の研究活動が不可欠である。

この紀要は、所が実施する総合的な調査研究の成果と個人研究の成果をとりまとめて公表することにより、我が国の教育研究の発展に寄与することを目的とするものである。今年度は、「科学的リテラシー」を特集とした。このほかに所員および研究協力者の個人研究の成果を9編集録している。関係各位の忌憚のないご批評をいただきたい。

平成20年3月

国立教育政策研究所長

近藤信司